

環境調査研修所への太陽光発電電力等供給事業の概要及び企画書作成事項

I 仕様書（骨子）

1. 業務の目的

本事業は、オンサイト PPA（電力購入契約）モデルにより、環境調査研修所で使用する太陽光発電由来の電力を供給するとともに、当該電力のみでは施設需要に対して不足する電力を供給することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 太陽光発電由来の電力供給

①事業者は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について（昭和 33 年 1 月 7 日蔵管第 1 号）」に基づき使用許可を出すことを予定している別紙 1 に示す場所を実施する太陽光発電事業から得られる電力を環境調査研修所へ供給すること。なお、事業形態はオンサイト P P A モデルであり、各種法令及び使用許可の際に付す条件等を遵守した上で、発電設備の導入・運転管理、維持管理等については事業者自らの責任で実施する。

②供給する電力は以下の条件を満たすこと。

- ・当該施設の電力需要状況等を加味したうえで、太陽光発電由来の電力供給量を最大化すること。なお、最大化に当たっては、非化石証書等による供給量は含まない。
- ・本事業を実施するに当たり必要となる発電設備については、原則令和 8 年度末までに整備すること。なお、資材の取得や許認可手続き等に想定以上の時間を要した場合はこの限りではない。
- ・電力供給開始時期については、環境省担当官と協議の上で決定する。なお、環境省が供給を受けた電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、環境省に帰属するものとする。
- ・運転開始から 20 年間にわたり安定的に電力を供給すること。
- ・IoT 製品のセキュリティ対策として、IP 通信機能を有する機器のうち、独立法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）が使用されていること。
- ・事業者は、電力供給を滞らせることがないよう、事業期間中に発生しうるリスクについて適切に対応できる体制を構築すること。なお、電力供給に当たり、現時点で予想されるリスクと責任分担は別紙 2 に示す通り。
- ・事業者は、契約期間中において原則一定額（円/kWh）で電力を供給すること。また、供給する電力単価は、小売電力料金の相場、太陽光発電のシステム単価等と比較して妥当性が説明できるものであること。

(2) 不足分の電力供給

太陽光発電由来の電力供給によって当該施設全体の電力需要量を満たせない場合、事業者は不足する電力（以下「小売電力」という。）を「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーにより供給する。

（参考）RE100 TECHNICAL CRITERIA の要件

[https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20\(15%20April%202025\).pdf?hsLang=en](https://www.theclimategroup.org/hubfs/RE100/PDFs/RE100%20technical%20criteria%20+%20appendices%20(15%20April%202025).pdf?hsLang=en)

なお、小売電力に関する電力料金の算定は以下の通りとする。

①小売電力料金の算定は、次の a、b、c 及び d を合計して得た金額とする。

a. 基本料金

基本料金単価を定め、月ごとに契約容量に応じて算定するものとする。

b. 電力量料金

電力量料金単価を定め、月ごとに使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

c. 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用するベーシックプランの燃料費等調整単価の算定緒言に準じるものとする。またプラン変更があった場合においては、同プランに準じた算定緒言に準じるものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

d. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②単価の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

また、単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

3. その他の事項

(1) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づき行政財産目的外使用許可を行う際の使用料については、602 円/m²・年（税別）となる予定。

(2) 環境省が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、環境省の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納又は処分しなければならない。

(3) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本資料に定めのないことであっても実施するものとする。

(4) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生した

ときは、環境省と事業者で協議して決定するものとする。

別紙 1 使用許可予定施設

- ・環境調査研修所 本館屋根

所在地：〒359-0042 埼玉県所沢市並木 3-3

延床面積：2,216 m²

建設年度：1974 年

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			環境省	事業者
共通	募集要項の誤り	実施要領や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	環境省の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る旅費・印刷代等の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給(運転)開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、環境省の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	環境省施設損傷	設備に係る事故・火災による環境省施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する環境省施設への障害		○
		環境省施設に起因する事故・火災による施設及び設備損傷	○	
		環境省に起因する設備の移設等(防水改修等)	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、環境省施設運営・業務への障害		○

Ⅱ 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、様式に従い作成すること。

1. 事業の内容

次の内容について記載すること。

(1) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

(2) 太陽光発電設備容量

設置施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を記載すること。

(3) 電力量

設置施設におけるPPA電力量及び小売電力量の想定を記載すること。記載に当たっては、設置施設全体の電力について二酸化炭素排出量ゼロの施設とすること。

(4) 設備設置仕様

次のとおりとすること。

ア PPA設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。

イ 想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。

ウ 設備設置時の屋上防水への影響及び屋上防水改修等の施設の維持管理に配慮した設置方法等を提案すること。

エ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m^2 又は kg/m^2 ）を記載すること。

オ その他PPA設備の設置仕様に係る有益な提案があれば記載すること。

(5) 非常時・停電時に利用可能なシステム

次の項目を記載すること。

ア 非常時・停電時のシステム構成図

イ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）

ウ 自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

(6) 電力料金

次の内容を記載すること。

ア 各社において設定するPPA単価、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、予定PPA電力量及び予定小売電力量に基づき算出した運転期間20年間の総価を記載すること。なお、企画書に記載する電力料金の算定にあたっては、力率割引又は割増、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

- イ 各種単価及び電力量については、参加資格審査結果決定通知送付後に環境省から提示する現状の電力使用量及び電気料金をもとに設定すること。
- ウ P P A単価、小売電力に係る基本料金単価及び電力量料金単価を記載し、これらの単価は事業期間中一定とすること。
- エ 電気料金の概算については、P P A電力量及び小売電力量の内訳を明示すること。
- オ 本事業を実施した場合と実施しなかった場合の運転期間 20 年間分の電気料金のシミュレーションを記載すること。
- カ 落札決定に当たっては、企画書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 独自提案

本事業に係る政府の施策を理解した提案や、自社の特色を活かした提案等の独自提案があれば、記載すること。

2. 業務の実施体制

次の内容について記載すること。

(1) 事業実施体制図

責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

(2) 従事者の実績、能力、資格等

業務に従事する者の類似業務（公共施設における P P A事業等）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(3) 工事の計画概要及び

設備導入における工程表を記載すること。

(4) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画

定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等、維持管理に係る計画を記載すること。

(5) 経営状況（5 年間）

貸借対照表、損益計算書、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

(6) 事業収支計画

工事費、維持管理及び撤去のための費用等、資金調達を含めた事業期間中の事業収支計画を記載すること。行政財産使用料の貸付料参考価格は、仕様書のとおりとする。

(7) 故障、非常時の対応体制図

(8) 事業実施中のリスクに対する対策・保証

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。また、天候不順の場合、機器の故障など想定し得る例を示し、対応を記載すること。

(9) 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中及び撤去までのすべての保証内容

(10) 電力の安定供給

電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合における、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保するなどといった電気の安定供給に係る提案を記載すること。

3. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

様式に従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

4. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

様式に従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

1. 事業の実施内容

＜設備の仕様、設備などの安全性＞

- (1) 実施方針
- (2) 太陽光発電設備容量
- (3) 電力量
- (4) 設備設置仕様
- (5) 非常時・停電時に利用可能なシステム

＜電力料金＞

- (6) 電力料金

＜独自提案＞

- (7) 独自提案

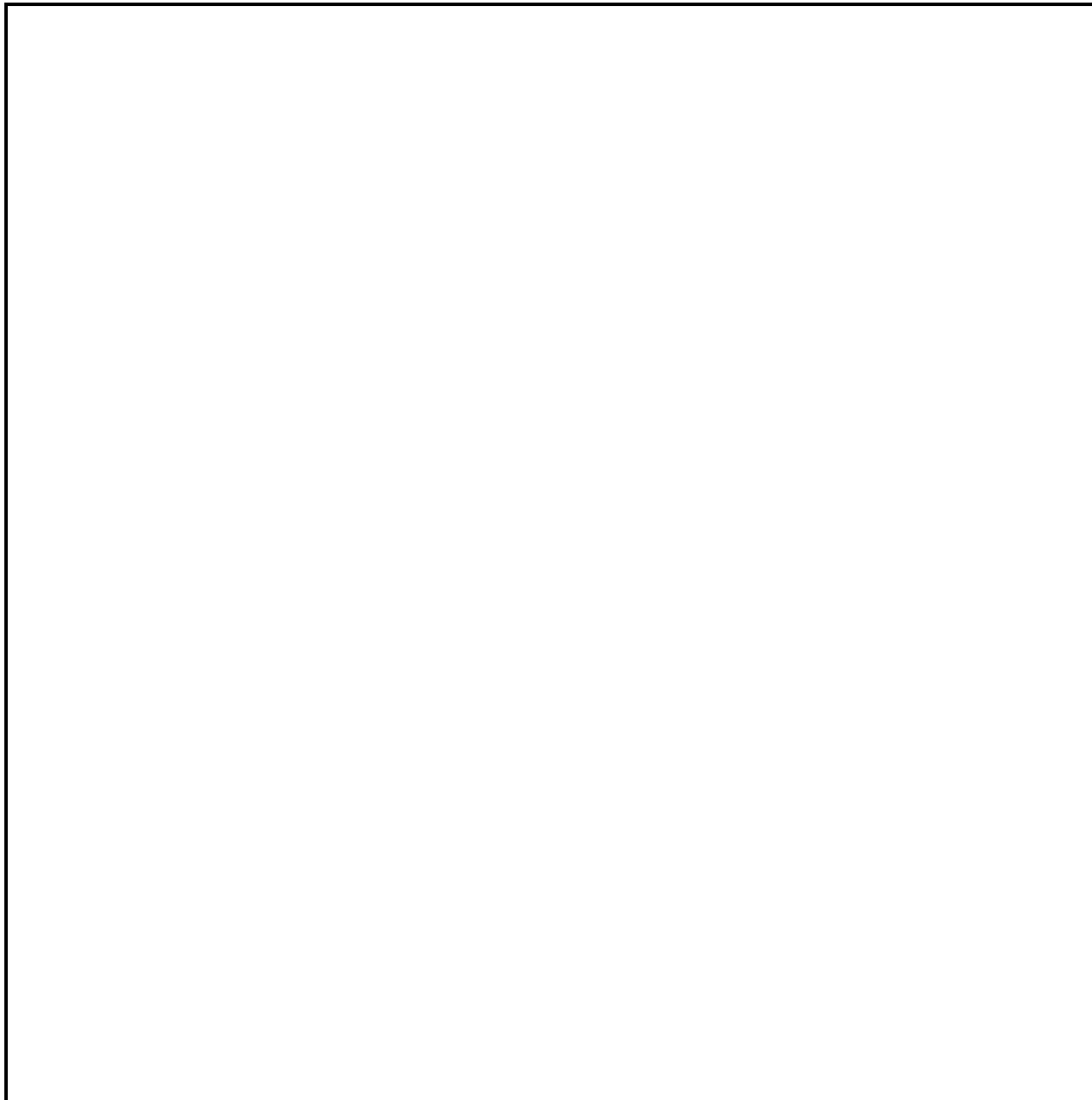
注 本様式は全項目合計でA 4 版 20 枚以内に記載すること。

(別紙様式B)

2. 事業の実施体制

＜事業実施体制＞

(1) 事業実施体制図



注 A 4 版 1 枚以内とする。

(2) 従事者の実績、能力、資格等

氏 名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専 門 分 野					
所 有 資 格					
経歴（職歴／学位）					
所 属 学 会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（ 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

注 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

<業務スケジュール>

(3) 工事の計画概要及び

時 期	内 容

注 A 4 版 1 枚以内とする。

(4) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画

時 期	内 容

注 A 4 版 1 枚以内とする。

<経営の安定性>

(5) 経営状況 (5 年間)

(6) 事業収支計画

<リスクへの対応>

(7) 故障、非常時の対応体制図

(8) 事業実施中のリスクに対する対策・保証

(9) 事業実施に関する保証

(10) 電力の安定供給

3. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

4. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。